



三重県議会議員 小林 正人

令和3年10月15日

県政に対する一般質問を行いました



地元

Akuta-gawa,
Horikiri-gawa, Nakano-gawa

一級河川の芥川、二級河川の堀切川・中ノ川

鈴鹿市を流れる3河川の整備状況について



Question 01 芥川について

「ま」ず芥川ですが、令和3年度交付金事業として約4600万円を確保していただき護岸工事を行っていく予定と伺っておりますが、どの程度進む見込みなのでしょうか。1号橋(JR加佐登駅西側)の架け替えにあたって踏切が近接しているため技術的な検討が必要と伺っておりますが、その解決策をお聞かせいたします。

Question 02 堀切川について

「次」いで堀切川です。この川は鈴鹿の南部地域を中心に白子地区にぬける河川であり、令和3年度は当初で1億3400万の予算を確保していただき護岸整備をまた約3500万円で排水機場ポンプの整備を予定しております。こちらについてもその進捗状況をお聞かせいたします。また護岸堤防整備については住宅地に近接するため、近隣の居住者や海苔養殖等営んでいる漁業関係者との調整が必要だと思っておりますが現状はどうでしょうか。さらには毎年地域の要望が多い堆積土砂撤去や除草作業については今後どのように進めていくのか、お聞かせいたします。

Question 03 中ノ川について

「最」後に中ノ川です。この河川は鈴鹿市内で最も津市寄りを通る二級河川であり合川地区、天名地区、栄地区の住民の生活に大きく関わりがあります。護岸工事においては一定完了はしておりますものの、老朽化や劣化部分があり再度の見直しが必要であると考えますがいかがなのでしょうか。またこちらも地域の要望が非常に多いのが堆積土砂撤去と除草・伐採事業であり、このことについても今後の見通しをお聞かせしたいと思います。



▶▶ 答弁者
水野 県土整備部長

河川整備事業について

「気」候変動等による異常気象から集中的なゲリラ豪雨等がいろいろな地域で頻発しております。それによる河川の氾濫等の水害リスクは非常に高く、時に住民の安心安全はもとより、生命財産をもうばってしまうことも全国的に多々あり、今や治水事業はすべての地域で喫緊の課題であります。そんな中、国はこれまでの治水事業の在り方から、流域治水への取り組みに転換をし、本県でも積極的に推進されております。流域治水とは、改めていいますと、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取り組みだけでなく、集水域から氾濫域にわたる関係者が主体的に取り組む社会を構築する、具体的には河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水であり、施策や手段を充実し、それらを適切に組み合わせ加速化させることによって効率的、効果的な安全度向上を実現させること、あわせて自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図ることです。少し前置きが長くなりましたが、このようなことを踏まえて、まずこれまでの考え方から、この流域治水への転換によって、

▶▶ 答弁者
水野 県土整備部長



eスポーツと障がい者について

「は」じめにeスポーツについて少しその概要と昨今の状況を説明させていただきます。eスポーツとは、エレクトロニクススポーツの略で、主にパソコンのオンラインゲーム、アーケードゲーム、家庭用ゲーム機やスマートフォンなどで、コンピューターゲームの技術や能力の優劣を互いに競いあうスポーツです。一般的なスポーツとは異なり、コントローラーやキーボードなどを使用することから、障がいの有無を問わず誰もが参加できる競技として昨今話題を集めており、将来においてはオリンピック・パラリンピックの正式競技として認められることが期待されております。その価値におきましても、日本のeスポーツ市場規模は2018年に約48億円、19年には前年比12.7%増の約61億円、2023年には約153億円規模に達するともいわれております。またそのファン、いわゆる会場で試合を観戦したり、インターネットでの動画配信を視聴したりする方の数ですが、2019年で約483万人、2023では1200万人を超えるといわれており、今後ますます注目をあびるスポーツであるといわれております。さらに世界的な規模では、2019年では9.57億ドル、日本円にしておよそ1000億円、2023年には約16億ドル、日本円にすると約1600億円に達するともいわれております。このように今後非常に注目をされているeスポーツですが、最近では障がい者との関わり、雇用促進や生きがいを目的に多くの大会が開催されるようになりました。確かに障がいのある方にとってのeスポーツの価値ということを考えてみますと、ゲームには個人対個人、チーム対抗戦もあり、そこで得られる知識・スキル・コミュニケーションを通じ、その活用力、応用力が大きな広がりをもせ、障がい者と健常者を結びつける、いわゆる共生社会の実現にもつながります。またeスポーツの大会も最近では大小数多く開催されており、大手企業も数多く協賛しております。障がいのある方がeスポーツに参加することでITへの親和性などを実践でみせる機会もできますし、採用を考える企業においても新たな判断材料をみつければ、障がい者の新たな才能を発見できるいい機会にもつながります。このようなことから、今後eスポーツと障がい者との関わりは新たな共生社会実現、生きがいのうえでは障がいのある方と健常者が対等の立場で競いあうことができるという、ある意味価値を見出すと考えます。県におけるeスポーツに対する考え方、またeスポーツと障がいのある方との関係性について、どのようにお考えになっているのかお聞かせいたします。



▶▶ 答弁者
中村 子ども福祉部次長

危機管理について

「東」日本大震災後、危機管理ということに関しては国の災害対策基本法の改正をはじめ、各自治体、企業等においても色々な制度構築等、取り組まれてきました。本県においても危機管理統括官を筆頭に様々な災害、有事に備えてリスク管理や危機管理に取り組んでいただいております。ここであらためてですが、危機管理とは狭義には直面する危機に対応し、危機の拡大を防ぎ、危機をのりこえること、広義では危機の発生を予防し、危機の発生に対するための準備をし、危機発生時には危機の拡大を防ぎ応急対応して事態を収束させ、日常に戻すための復旧復興をおこなうこととあります。この危機の概念においても、災害対策基本法が設定しているのは、いわゆる災害だけでなく、昨今ではまさにコロナのような感染症、テロや戦乱、地域紛争なども含みます。今現状、本県においても、これらの危機に備えてあるいは対応するために、先に述べましたが地域防災計画や国民保護計画、感染症対策等その取り組みに尽力いただいておりますが、改めて、現状コロナ対策、アフターコロナの取り組み、また、いつ起こってもおかしくない、南海トラフ巨大地震、自然災害等に対する危機管理の在り方、思いを新知事に伺います。



▶▶ 答弁者
一見 知事

令和3年定例会 議会中継



三重県議会中継 検索

知事、執行部答弁内容につきましては三重県議会10月15日の中継録画からアクセスできますので宜しくお願いいたします。



QRコードでも
アクセス可能

裏面へ続きます



障がい者親亡き後の支援について



「今」全国には約503万人の身体、知的障がい者がおられます。そのうち身体障がい者が約419万人、知的障がい者が約84万人であり、前者の在宅数は約412万人、後者は約73万人といわれています。在宅者数を単純にプラスしますと、約485万人になり、介護者である親や家族が元気なうちはまだしも、高齢になつたり亡くなつたりした時、残された方はどのようにくらししていくのか、非常に大きな問題であるとおもいます。また厚生労働省の調査によりますと、日常生活の中で家族等の支援を最も多く受けている障がい者の割合は知的障がい者であり、全体の約44%と、いかに日常の生活を親に依存しているのかがわかります。言い換えれば知的障がい者にとっての親とはいろいろな支援制度と同等以上の機能を担っているといっても過言ではなく、また逆にその親を亡くした本人に

とってみれば、この先の不安は勿論、居場所の存続や確保から医療ケアの問題、日常生活における細やかな支援等、本人の権利擁護に対する不安、例えば財産管理や人権等、また福祉サービスを受ける際の契約や簡易な法的手続きなど、大変深刻な問題であると思えます。このように親亡き後には多々問題がでてきますが、今回は特に生活・居住ということに特化してお聞きしたいと思います。障がい者の暮らしの場としましては、施設入所支援、療養介護、グループホームの制度があります。入所施設とは、主に夜間において入浴や排せつ、食事等の支援を行う場所であり、療養介護とは医療と常時介護を必要とする人に医療機関での機能訓練や療養上の管理・看護、日常生活上の援護などを行う施設であります。そしてグループホームですがご承知のように1989年に制度化された地域で暮らしを望む

知的障がい者に対し、日常生活における援助等を行うことにより知的障がい者の自立生活を助長することを目的に始めました。そこでお聞きいたしますが、今では主流になりつつあるこのグループホームですが、本県においても障がい者の地域移行受け皿整備事業としてその数目標をもつて整備していただいております。令和2年度はコロナの影響もあって実績数が目標未達成になっておりましたが今現在の状況はどうでしょうか。また各福祉圏域ごとの整備数にばらつきがある(特に、伊勢志摩・紀北・紀南地域は各市町が積み上げてくる見込み数に達していない)遅れていると思いますが今後の対応はいかがでしょうか。

▶▶ 答弁者
中村 子ども・福祉部次長



都市計画について



「東」日本大震災をさかいに、各地域での防災対策や、とりわけ津波ハザードマップの策定、そのことによる浸水予測区域の明確な設定によりいろいろな不具合も生じてきております。例えば県内の海岸に隣接する多くの自治体では、そのほとんどが沿岸部に人口が密集し、当然各基礎自治体の都市マスタープランのエリア内でもあり、そのエリアの大部分が浸水予測区域に設定され、以来、土地購入者の意思決定に大きな影響をあたえ、また土地需要の減退や土地相場の値崩れをひきおこしています。また、先にも触れました県内の浸水予測区域の大部分が市街化区域または住居系用途を推奨する用途地域として位置づけられておるにも関わらず、計画の変更、見直し等

いまだほぼ行われていない状況でもあります。勿論、津波ハザードマップや浸水予測区域の設定等の平常時からの県民の安心安全を考えた防災対策上の想定は必要不可欠であります。それがあれば、浸水予測区域からの人口誘導を図るべく、市街化区域もしくは用途地域の見直し等おこなうことが必要だと考えます。今、県内では北勢圏域、中南勢圏域、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域と5つの地域に区切ってマスタープランを策定しております。その中の都市計画の目標、とりわけ災害に対応した安全性の向上の中に、これは5圏域とも共通しておりますが、災害リスクの高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制や建築物の構造規制等を行うほか、

災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるなど、大規模自然災害による被害の低減に向けて都市構造の再編を検討します、ということが書かれております。今後各基礎自治体がそれぞれの都市マスタープランを見直し、策定されていくにあたって、新たな市街化区域を設定する等、都市計画法に基づく決定権者である三重県としては、浸水予測区域等災害リスクの想定される区域からの人口誘導を図るための市街化区域の見直し等を含め、全体の都市計画をどのように考えていけるのかお聞きいたします。



▶▶ 答弁者
真弓 県土整備部理事



空き家対策と土地利用について



「全」全国の空き家は、5年に1度行われる総務省統計局の調査によれば平成31年度で846万戸であり、前回調査時に比べ26万戸約3.2%増加しており、総住宅数6242万戸に占める空き家率は13.6%となっております。このような状況を踏まえ、国では当初、各地方公共団体において、空き家の適正管理に関する条例を制定するなどしてその対策を進めてきました。しかしながら空き家対策では固定資産税の課税情報の内部利用等、条例では対応できないとされ、また

全国的な広がりや今後の更なる深刻化のおそれ等の懸念から、国として更に積極的に対応することになり、現在の空き家等対策特別措置法が制定されました。特別措置法では、空き家の管理責任は一義的にはその所有者等にあるとしているものの、当該所有者が経済的な事情等から管理責任をまっとうしない場合、住民に最も身近で、個別の空き家等の状況を把握できる立場にある市区町村が主体的な役割を果たし、国および都道府県がその支援をおこなうこととされております。

具体的には空き家等対策計画の策定、実態把握・所有者の特定、発生予防、活用・流通促進、特定空き家等に対する措置等であります。

Question 01 取り組みについて

「そ」こでお聞きいたしますが、まず基本的には国、市町の問題ではありますが、特措法にも県もその支援をおこなうとあります。これまでの県内空き家対策に対する取り組み、どのようなことをされてきたのかお聞きいたします。

Question 02 問題への関わりについて

「土」地利用の問題ですが、先に述べましたように担い手不足や昨今相続放棄を希望される方も増え、土地の適正な管理がままならない状況、所有者の利用促進・流通促進、管理、放棄等の救済にどのように関わっておられるのかお聞きいたします。



▶▶ 答弁者
山口 地域連携部長

グリーンインフラと都市のグリーン化についての視察 & 調査



福岡市の一人一花運動の取り組み



九州地方整備局の取り組みについて



雲仙市の道守活動について

